

## 佐賀大学キャンパス情報ネットワークにおける措置に関する内規

(平成 15 年 10 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この内規は、佐賀大学キャンパス情報ネットワークの正常な運用を阻害し、又は阻害するおそれがある事象（以下「トラブル」という。）に対する措置の内容及び手続を明確にすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 トラブルには、ネットワークの事故及び故障並びに学内外のネットワークやシステムに対する学内外からの運用妨害行為、セキュリティ侵犯行為、権利侵犯行為等を含む。

2 その他、用語は佐賀大学キャンパス情報ネットワーク管理規程の定義による。

(措置の内容)

第 3 条 ネットワーク管理者は、トラブルに対して次に示す措置を取ることができる。ただし、個人の身分にかかわる処分は含まれないものとする。

- (1) ネットワーク及び機器の接続断並びにアクセス制限
- (2) 利用者の利用資格の取消し、停止及び変更
- (3) 違反行為に使用され、又は違反行為の結果として生じたファイル等の削除又はアクセス制限
- (4) その他の管理上又は教育上必要とされる措置

(措置の適用手続き)

第 4 条 トラブルに対しては、次の各号の手続で可及的速やかに処理する。

- (1) トラブルの発見者又は申し出を受けた者は、関係する管理者へ報告する。
- (2) 管理者は、緊急措置が必要不可欠と判断したときは、管理運用担当者に指示して前条の措置を行う。緊急性が無いと判断したときは、第 10 号の返答を待つて措置する。
- (3) 措置の実施に当たっては、その影響を受ける利用者に対して、可能な限り速やかな告知に努める。
- (4) 緊急措置の実施に当たっては、その適否について、関係する管理者や管理運用担当者等との間で、可能な限り協議に努める。
- (5) 管理運用担当者は、事後処理のため、可能な範囲で関連情報の記録に努める。
- (6) 事故、故障等の場合は、原因部分の管理運用担当者に対応を依頼する。
- (7) 原因が学外者の故意又は過失に起因する場合は、該当組織の管理運用担当者へ対応を依頼する。
- (8) 原因が学内者の故意又は過失に起因する場合は、当該者の所属する組織の長へ対応を依頼する。
- (9) 前項を依頼された組織では、当該者から事情を聴取する。聴取においては、当該者の権利に十分配慮する。また、自主的な事後処理を促すよう努める。
- (10) 組織の長は、当該者の事情と措置の適否の判断を、管理者に返答する。

- (11) 管理者は、前項の返答を尊重して措置を決定する。ただし、措置の適用又は解除が当該ネットワークの運用に問題を生じる場合は、この限りでない。
- (12) 措置の適用又は解除に不服の申立てがあれば、学術情報処理センター運営委員会で処理する。
- (13) 違反の内容が、学則及び学内諸規程等の処分に該当すると判断したときは、所定の手続に従つて処分を行う。
- (14) 人権侵害への対応が必要な場合は、佐賀大学同和・人権問題委員会で処理する。
- (15) 対外対応の事務は、総務部総務課において処理し、それに伴う技術的問題は学術情報処理センターにおいて処理する。

#### 附 則

この内規は、平成15年10月1日から施行する。